

平成22年度 第3回 荒川区清掃審議会会議録（要旨）

日 時 平成22年12月20日（月） 午後3時～5時

場 所 荒川区役所 3階 特別会議室

出席者

【学識経験者】 小豆畑孝（会長）、崎田裕子（副会長）

【委員】 北城貞治、鳥飼秀夫、保坂正仁、横山幸次、瀬野喜代、阿久津敬子、
大久保信隆、小林正幸、山田幸雄、志賀信忠、安田正義、湯田啓一、三嶋重信

【事務局】 岡本環境清掃部長、松土環境課長、山本荒川清掃事務所長、平野清掃リサイクル課長

配付資料（1）【資料1】普及啓発の充実
（2）【資料2】資源の回収品目の拡大
（3）【資料3】廃プラスチック類のリサイクル
（4）【資料4】家庭ごみの有料化
（5）【資料5】事業系ごみの減量対策
（6）荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告書
（7）前回議事録（要旨）

開 会

(1) 会長挨拶

(2) 【議事】課題の検討

(会 長) 資料1普及啓発の充実について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは普及啓発の充実につきまして説明をさせていただきます。

1番目、荒川区の主な普及啓発事業をリデュース、リユース、リサイクルと3R全体に分けて書かせていただきました。

続きまして2番目、現計画の進捗状況です。別紙資料1-Aをご覧ください。基本計画事業の主な内容、実施状況、これまでの状況を、区として相対的に評価をしてございます。

別紙資料1-Bをご覧ください。こちらはただいまの実施状況を踏まえ、区として現計画における課題を示しております。

続きまして、別紙資料1-Cでございます。こちらは、他区の状況について、どのような普及啓発事業を行っているのかをまとめております。

1ページ目にお戻りください。4の荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告書から、普及啓発に係る部分を抜粋しております。これら10項目を踏まえ、まとめとして、まず10番目、3割以上の方々がごみ減量化やリサイクル推進には普及啓発が必要と考えており、区民の方々への区のアシストの期待がうかがえます。6番目には、8割以上の方が資源の分別回収を実践しているが、2、3、4、5番目からは、まだまだ分別が徹底されていない実態もうかがえます。そして1、9番目からは、1人世帯、単身世帯への意識啓発を強化する必要性、8番目では、若い年齢層への意識啓発を強化する必要性がうかがえます。実態調査から読み取れる課題については以上です。

5番目でございます。今後の方向性ですが、まず、地球温暖化問題や環境負荷の観点から、ごみ問題をとらえた普及啓発を引き続き行っていく。2番目が、3つのRのうち、区民の皆様が個人や家庭で取り組みやすい、リデュース、リユースの実践につながるアシストを強化していく。3番目、その上で荒川区ならではの資源回収方式である集団回収がさらに地域に根づくようリサイクル活動への支援を強化するということでございます。資料の説明は以上です。

(会 長) ありがとうございます。この調査結果は、今まで委員の先生方がご発言なされた内容とそれほど違っていません。むしろほとんど同じような見方を区民の方もしていられるというような印象を強くしております。啓発普及の充実に関する方向性についても同様だと思いますが、どうぞ先生方のご意見、あるいは方向性についてのお考え方、お示しをいただければありがたいと思います。どうぞ。

(委 員) アンケート調査の中でいつも問題になるのが、分譲マンション、アパート、一軒家というのが、大体今までも出てきます。例えば、若者でアパートに住んでいる方が、ごみの出し方がおかしいと皆さん思っていると思います。この調査は大ざっぱに全体のアンケートをしたのか、住まいの形態によつてのアンケートのとり方はどのようにされたのか、参考までにお聞かせ願いたいと思います。

(事務局) アンケートのとり方は、世帯の人数別という形で1人世帯から、2、3、4、5人世帯以上とアンケートをとりました。あわせて、荒川区の生活形態に着目をし、住宅が多くて人口密度が高く、高齢者が多い地域と、中高層住宅が多く高齢者が少ない地域と、持家、一軒家が多く高齢者が多い地域とに分けて、それぞれ調査の対象としております。

(会 長) どうぞ。

(委 員) それから上がってきた結果、傾向性は見えるのでしょうか。というのは、あそこの集積所が汚い、あそこだけは何とかならないといけないというのは、みんな知っています。そこを手当しなければ、ごみ問題はなかなか解決しないと思っています。そこに出すアパート、マンション、一軒家どの住民かが分かって初めて、具体的な部分を押さえ込んでいけると思います。一生懸命やっていて、分別もちゃんとしていて、きれいなところはいっぱいあります。残っているところをどうするかが、アンケートによって浮かび上がってきたのかどうか。また、それを浮かび上がらせた上でのPR活動、啓発活動をしていかなければならないと思いますが、その点はどうか、教えてください。

(事務局) この4番目の報告書から導かれる課題として、1人世帯が最も混入割合が高く、普及啓発が必要であると考えます。例えば、今後は対象者別での普及啓発で、小学生まで、あるいは大学生まで、それから高齢者の方々、そして転入者であるとか、一般の方々という形で普及啓発を行い、それでもルールをきちんと守らない方には、その上で指導をしてご協力いただくという形になろうかと思えます。

(会 長) はい、どうぞ。

(事務局) お示ししている調査については分析のところで、世帯ごとのクロス集計を載せております。住戸形態別とか、フェースシートもございますので、これからクロス集計をすることは可能です。全体的な傾向としては、アンケート調査で把握しておりますが、ピンポイントについては、地域の方からお寄せいただく事例もございますので、そちらの現状について、ご報告させていただきたいと思います。

(会 長) どうぞ。

(事務局) 汚い、出しっぱなし集積所は、私どもの職員が確認し、それが誰かが分かれば自宅まで伺い、確認をして、分別はこうです、不燃はこの日とこの日です、可燃は毎週何曜日と何曜日です、合わせて朝8時までにお出してくださいという指導をしています。

分からなければその集積所を使ってきちんと出している方も含めて、10軒とか20軒の家に伺いこういうごみが出ていました、また、粗大が出ていた場合は、申し込んだ上で、有料での引き取りになりますと、チラシ等まいて指導しております。

また、車両火災の原因になるガスボンベとかが大量に出たときにもチラシをまかせていただき、ガスボンベは別の袋に入れて出してください。そうでないと、車両火災の発生原因になりますというような形で、物によってわかるところは個別に、わからないものはその集積所周辺の方々にチラシ等をまかせていただいている現状でございます。

(会 長) 区によっては、今日出すごみではないものが出てきたときは、収集しない区もあるようですが、荒川区ではどうなっているのですか。

(事務局) 基本的には、不燃ごみ、粗大ごみは持っていきません。シールを張って「これは粗大ごみです。申し込んでください」と周知しています。不燃ごみでも、「これは不燃ごみです。今日は収集日ではありません」と置いておきます。不燃と可燃が混ざっているものも置いていきますが、可燃ごみの場合は置いておくと、誰かがいたずらをしたり、カラスがつつついたりということがあるので、なるべくご理解をいただいて、1日、2日は置くようにしています。

(会 長) はい、ありがとうございます。どうぞ。

(委 員) その地域にチラシをまくのは、非常に効果があると感謝しております。そういった現場の緻密な努力と、区が網かけしてPRする部分が重なっていく必要があるとかねがね思っています。新たな啓発活動について、色々考えて一緒にやっていきたいと思います。

(会 長) ありがとうございます。その他どうぞ、お願いします。

(委 員) 22区の啓発状況が一覧表になっていますよね。行政側として他の22区を拝見して、どのようなものが荒川区で優れていて、どのようなものが今後参考になって、また遅れているのかという把握をされていたならばご報告願いたいと思います。

(会 長) 別紙資料1のCについての区の見解ということだろうと思います。お願いします。

(事務局) 例えば千代田区のマイバックキャンペーンで、こちらは区として今後評価をしていく必要があると感じています。また、フリーマーケットなどもそれぞれの区で行っております。

が、荒川区も実行委員会方式で、年に4回行っており、他区よりもというのは難しいですが、大盛況であると感じております。家具のリサイクルも荒川区で行っておりますが、他区では例えばリサイクル自転車を行っていたり、リユース食器の貸し出しといったところまで広げている区もございます。そういう部分を強化していく必要があると感じております。そして全体として、対象者別での普及啓発、これから荒川区が強化していく必要があると、普及啓発の方法別に、特集号を組んでおりますが、方法別にどんな形で充実させたらいいかということも必要もあると考えております。

(委員) 3R運動は、楽しみながらやらないとなかなか浸透しないですね。たまたまある、新築されたお祝い事があり、その家で座いすみたいのがありました。それが牛乳パックを使って作ったもので、すごく丈夫でした。皆様いい知恵を発揮され、そういう創作物をつくっているところが結構ありますので、ぜひ楽しみながらやるという視点で、展示会的なものを開いていただくとありがたい、これが1つあります。

それと三河島駅周辺で、荒川警察署が100人ぐらい動員して、町会の方もそこに協力し定期的に清掃活動をしています。ごみが固まっているところと固まっていないところの差が結構ありました。町会、地域の一員の自覚がある方々の周辺はきれいです。そういう意味を考えると、町会という単位があるので環境清掃部の方が、町会の活動の中に時間があったら参加して、色々な啓発をすることも1つの手かと思います。

(会長) ありがとうございます。それではもうお1人。どうぞ。

(委員) 今のごみをめぐる日本の容り法、生ごみにかかわる法律、ごみ処理の法体系などをわかりやすく周知するのは大事だと思います。今の容り法も不十分だと思っていますし、拡大生産者責任なる問題もありますので、そういうのも含めてもっと啓発の中で。逆に言えば、もっとこういうところを改善すべきじゃないかというのを、やはり区民の側から自覚していくようなことが大事だと改めて思います。そんなことを啓発の中で検討していただければと思います。

(会長) ありがとうございます。今日検討すべき課題が5つございますので、資料1については申しわけありませんが、これまでとして、2番目、資源の回収品目の拡大についてご説明をお願いいたします。

(事務局) 1番目、23区の資源回収品目の一覧です。別紙資料2-A、9ページ、こちらが23区で取り扱われているものと収集方式を記載している一覧でございます。それを踏まえ1ページにお戻りください。

荒川区ごみ排出原単位等実態調査の該当箇所の説明です。今後資源の回収品として追加したほうが良いと思うものとなってございます。(2)、今後集団回収に追加すると良いと

思われる品目ということで、記載の回答がございました。続きまして（３）、区が行うリサイクル事業について、今後どのように進めるべきかという質問と回答でございます。

続きまして３ページ、他区の資源回収の実施状況です。まず古布・古着で最も回収量の多い区では拠点数が２６箇所、週１回、月１回の回収となっております。洗濯をしてきれいな状態で出す、布団・カーペット・ぬいぐるみ等、回収できないものもあります。続いて容器包装プラスチック類の資源回収をしている区は２３区中１２区です。こちらは後ほどさらに深めていきます。次に廃食用油ですが、回収場所が少ないところもございますけれども、平均２５カ所ぐらいで回収をしています。植物性の油のみ回収している区もあれば、動物性の油も回収している区もございます。続いて４ページ、乾電池です。回収量の多い３区では回収ボックスを区の施設、スーパー等の協力店に設置しております。続いて蛍光灯、回収量の多い品川区では、ステーション回収で回収し、箱に入れて出すようお願いをし、割れているものは回収しておりません。

続きまして、年間の回収量となっております。

続きまして７ページ、荒川区の現状と試算量です。試算量については平成２１年度の回収実績にごみ組成調査の割合をかけ合わせ、推定量で記しております。表の下、資源回収品目の拡大を実施する場合の課題として、記載のとおり考えています。説明は以上です。

（会 長） ありがとうございます。資料２について、ご意見、ご質問を伺います。どうぞ。

（委 員） ２３区の中でも荒川区は回収品目が少ないと改めて思いました。これは環境先進区を掲げている区、リサイクル業者が集積している区としては、もう一工夫する余地があると思います。目標としてはトップに躍り出ることができるよう今回の計画で目指していただきたい。そのために何がだめなのか、全部で２０項目以上ありますが、容器包装プラスチック類はとりあえずやらないという方向を決めたので、すぐに転換することは課題は大きいと思いますけれども。他の品目は点検していただいて、できない理由を探して、できることから始める、項目をぜひ増やしてください。

（会 長） 現実的には厳しいご注文ですがいかがでしょう。どうぞ。

（事務局） 例えば電池ですが、こちらは区民の方々へ販売店にお持ちいただくようＰＲをし、不燃ごみに混ざらないようにする方向で、やり方としてはあると思います。あとは今ご発言のあった、何ができる、できない、ということも踏まえて考えたいと思います。

（会 長） はいどうぞ。

（委 員） 行政がやることは少なく、業者が回収するのが本来であれば当然ですよね。例えば行政が針金のハンガーを回収するのではなく、クリーニング店が回収すれば本来はそれでい

いですよね、そのほうがより望ましい形となります。もしそれを追求するなら、それはそれでいいと思います。今の状態から変えていくことを検討していただきたいと思います。

(委員) 専門的になりますけれども、蛍光管のフロー図、ちょっと間違っているというか、密閉型でないと、どうしても出ちゃうのですね。

(事務局) 先ほどいただいた資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

(資料配付)

(委員) そういう集積所を設けてやるなり、ケースに入れて電気屋さんに持って行くとか、そういった回収をすれば、蛍光管は見えないですけれども、無機質で割れたら飛散します。だから割れないようにするのは重要なことで、ケースだけは用意するとか、何か方法を考えないと、割ればそれで飛散してしまいますから、そういうことでは意味がないです。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 衣類、古着、古布が集団回収に入らなくなり、もったいないのが出されています。そこを子どもたちが通るともったいない精神がなくなるのではないかといつも思います。どうして入らなくなってしまったのか。もしできたら再度やれば良いと思います。

(会長) どうでしょう。

(事務局) 古布、古着ですけれども、一番多いのはリユースで、例えばフリーマーケット、ショップでも中古品の扱いが増えています。原材料に戻すリサイクルも昔はあって、今もありますけれども、状況として例えば洋服にしても東南アジアとかへ輸出している形が多く、リサイクルもルートはありますが、今多いのはリユースで、もう一度利用することが多いと色々な調べの中でのデータはそうになっております。

(委員) リユース、リサイクルは一緒にやらないといけないことじゃないですか。リサイクルだけに限られるんじゃなく、紙でもリユースしているのがありますから。それでなるだけリデュースするとか、使わないようにする啓発活動を行っているので、一緒にやることが重要で、一方づいた形でリサイクル、リユースは考えないほうが良いと思います。

(会長) ありがとうございます。もうお一人どうぞ。

(副会長) 行政が新しく回収の仕組みをつくるのは余りにもコストが大きいので、どれだけ町の方

や事業者の店頭回収、拠点回収とかを徹底してやっていくか。それと、どこに持って行けばいいかという総合的な情報が区民に伝わることも大事だと思います。捨てるには忍びないきれいな洋服だけど自分は着ないものを、リサイクルショップやフリーマーケットがどういう機会にあって、どのお店に持って行けばいいか、ウエス、布として使うならどの拠点に持って行けばいいかとか、区内全体の方が出しやすくなる情報を整備するのがすごく大事だと思います。

廃食用油など、たくさんの場所でやると大変ですので幾つか拠点を使い、地域の集団回収グループなどで賛成してくれる方に手伝っていただき、その拠点を運営する。京都では地域のグループの方に参加していただき、拠点回収で廃食油を回収するルートをつくり、そのバイオディーゼル燃料をパッカー車に使う例もありますので、そういう仕組みも検討していただければいいと思います。

また、乾電池や蛍光管も、乾電池はお店へ持っていくとか、そういうのを徹底して情報を出していく、そこからまず検討してはいかがかと思いました。

(会 長) ありがとうございます。次に資料3について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 廃プラスチック類のリサイクルに関してご説明いたします。環境負荷、CO₂の排出量の比較について、平成20年度に環境省で調査したライフサイクルアセスメントの結果です。CO₂の排出削減等の環境負荷の低減効果について、シナリオを設定し検証しております。シナリオ番号は下の図とも連動しております。まず①、水色の部分がゼロとなっております。②、③、④に移るにしたがいCO₂削減効果の比較が見えてきます。この結果から、現行の容器包装リサイクル制度が完全にされた場合は高効率焼却発電を行う場合と比べても、なおCO₂排出量が少ないと、②、④の比較で言えます。

続きまして2ページになります。容器包装プラスチック類の再資源化率で最終的に商品化される割合です。(1)が材料リサイクルです。18年度50.4%、19年度50.6%、20年度48.6%、21年度49.8%で量は増加していますが、商品化率はほぼ半分という状況です。続いてケミカルリサイクルは18年度86.4%、19年度81%、20年度81.7%、21年度81.3%と、8割以上再商品化されている状況です。

3ページになります。参考として、材料リサイクル、それから高炉還元剤化、コークス炉化学原料化、ガス化、油化の4つがケミカルリサイクルでございます。

続きまして、荒川区で容器包装プラスチック類を資源回収する場合の算定経費を最新のデータを使い試算したものです。年間の想定総額は約3億6,000万円、1トン当たりの経費として、容器包装プラスチック類が約13万4,700円、参考として、通常のごみ処理経費が6万3,600円、資源の経費が3万1,000円と比較しております。

4ページになります。こちらは参考として、ライフサイクルアセスメントを評価に用いる場合の留意事項です。国で出している資料に記されています。説明は以上でございます。

(会 長) ありがとうございます。それではただいまの資料3についてのご質問、ご意見ございましたらお願いをいたします。どうぞ。

(委 員) 廃プラ問題については、リサイクルというかリユースやリデュースの観点も当然要と思いますし、コストは誰が負担するのかという議論がないと、金額がこれだけかかるなら燃やしたほうがいいという結論に持っていく資料に思えますね。本来生産者側と買う側の負担を両方、それを消費者と自治体が全部負担するという、この流れから脱却しない限りだめだと思います。だから、この辺でも容リ法の限界があると思っております。

(会 長) かなり辛らつなご意見であります、どういう評価を区はしていच्छやいますか。

(事務局) ご指摘のとおり、誰が負担するかというところで議論をしないとなかなか見えてこないと思います。区として廃プラスチックに取り組んでいる状況の資料を出させていただきました。こういった、サーマルリサイクルを実施しているという状況、こちらの部分での資料という意味合いもございます。

(会 長) はいどうぞ。

(事務局) 前回の清掃審議会でもご議論をいただきましたが、廃プラについては、マテリアルでは再資源化の割合が低いということもございます。単にコストだけの問題ではなく、両方の観点からということで、サーマルリサイクルを実施しています。ただやはり、考えなければならぬのは、ライフサイクルアセスメントでCO₂排出量での環境負荷の低減効果、コスト、区民にとってわかりやすいリサイクルなど、そういった観点を総合的に判断し、今後廃プラスチックのリサイクルについてどうしていくのかを考えていく必要があると思いますので、単にお金がかかるからという視点ではないことは申し上げておきます。

(会 長) どうぞ。

(副会長) 誰が負担するのかは、容リ法自体は市民が分別排出して、自治体のお金で集めて、そしてメーカーとか利用事業者のお金で再商品化するという役割分担がしてあります。ただしメーカーや利用事業者の払っているお金に比べ、自治体が使っている金額が非常に大きいということで、もう少しいいシステムができないかと、今色々な議論が進んでおります。

荒川区が実施したらトン当たり13万4,700円、23区の場合割に経費が高い傾向ですが、例えば、札幌市はトン当たり5万円、仙台市はトン当たり6万円でやっています。まちのつくり方として経費がかからないで済むとかあるので、一概に比較はできませんが、仕組みのつくり方、協力の得られ方でそういう道もあることを情報としてお話をしておきます。

(会 長) ありがとうございます。はいどうぞ。

(委 員) 先生にお聞きしたいのですが、日本にこれだけ自動販売機があつていいのかなと思います。24時間電気を使い、CO₂削減などと言っている割には24時間光って電気を送っていますね。CO₂を削減するのであれば、自販機の規制、かつて煙草、酒を11時以降売ってはいけないと、そんな規制とか対面販売に変えていく、そういうシステムを考えないと、本当に容器は氾濫をしていると思いますが、どうなのでしょう。

(副会長) 私も同じことを言いますが、そういうときにメーカーの方が理想論はそうだと言返されてしまいます。多くの消費者が便利なものを求めていると。だから容器は出るけどペットボトルは消費者に受け入れられているし、社会全体が変わらないと、自分たちはできないと言われてしまいます。そこでどうやって社会全体のムーブメントをつくるのかを考えながら、みんなで食事するときは、もっとリターナブル瓶でビールを飲みましょうとかですね、一生懸命、今、その展開を図っており、うまくやっていければいいと思います。

(会 長) どうぞ。

(委 員) 安全の裏付けというか、他の国には日本ほど自動販売機はない。一方で見たら非常に安全な国なのかと見られるので。だけど便利さを追うのは限界があると思いますから、この辺は先生たちのご指導というか…。

(委 員) それは本当に、ニワトリが先か卵が先かの議論なんですよ。

(委 員) ですから、製造者責任は多いと思うのでメーカーから自主規制をしなければ、国民から法規制をすると、大変な問題になりますが、メーカーの組合等で自主規制をかけられるシステムを先生が先頭となってぜひつくってもらいたいと要望させていただきます。

(会 長) その他ございませんか、この問題。どうぞ。

(委 員) 冒頭に出ておりましたが、若い20代が特に意識が低い、これは社会問題ですね。若い人は町会に対して非常に関係が薄いです。町会の役員にしても60代の定年を迎えた人たちにお願ひしても絶対にやりませんね。70を過ぎたらやるという人が非常に多いです。それとPTAのお母さん方に子どもを育てる上で、ごみの問題もあるからPTAだけではなく、町会にもっと協力してほしいとお願ひしていますが、なかなか思ったとおりにいかないですね。荒川区には、外国人、韓国、中国、色々おりますけれども、幾ら言っても、どうにもならないです。日本語がわからない、書いてある字もわかりませんということを。ちゃんとしたごみの出し方がないので苦労していますね。

(会 長) ありがとうございました。それでは次の家庭ごみの有料化に入りたいと思います。かなり大きな問題だと考えます。事務局から資料4のご説明をお願いします。

(事務局) 家庭ごみの有料化についてご説明をいたします。まず、(1) 有料化のうち、最も多く用いられている手法として、指定の袋を住民が購入し、その袋を用いてごみを出してもらう手法です。

有料化の目的と効果として、①ごみの排出抑制、②負担の公平性の確保、③住民の意識改革、④ごみ処理経費、環境負荷の軽減、⑤施策の拡充、2 ページ目の⑥循環型社会への転換が目的と効果として上げられています。

続いて有料化の仕組みとして、料金体系には幾つかの方法が考えられますが、次ページ、表のような形になっております。2 ページ目にお戻りください。料金水準でございます。3 ページ目の表の①排出量単純型がごみの有料化を実施している自治体で多く採用されています。4 ページ目、手数料の減額、免除でございます。生活保護等の受給世帯、老齢福祉年金の受給世帯などや子育て世帯、地域活動等のボランティア、清掃する場合などに手数料が減額、免除したり、専用の袋を無料で配付している自治体が多い状況でございます。

続きまして(4) 有料化の導入方法として準備段階、その下の(5) 実施段階と分かれております。いずれでも、地域住民との意見交換、住民説明会ということで、住民への説明、あるいは意見交換が重要となっております。

続きまして5 ページ目、(6) 一般的な有料化の課題と対応策でございます。①不適正排出、②不法投棄、③ごみ減量の継続とございます。

続いて2 の行政視察で、有料化を実施している自治体に調査してまいりました。日野市では一度リバウンドをしていますが、年々減少傾向にあります。減量効果についても、実施前は1 人1 日当たり1, 0 0 0 グラムであったのが、平成2 0 年度では7 6 6 グラムとなっています。それから市民への周知については、多摩地区で不燃ごみ量・リサイクル率ワーストワンということを押し出しながら説明をしたということです。こういった周知について1 年半かけて市民説明会を6 0 0 回以上行っております。続いて三鷹市、こちらは有料化に関してパブリックコメントを実施したところ、2 9 5 件の意見を得ております。実施前にPR を兼ねてごみ袋セットを市内全世帯に配付しました。それから生活保護世帯などを対象に減免、無料配付の受付時には、電話がフルに鳴っていたということです。

続きまして7 ページ、過去の清掃審議会での検討で、平成1 3 年、平成1 6 年、平成1 9 年で答申をいただいております。(2) 現在の一般廃棄物処理基本計画に載せている部分で、平成1 9 年1 月に行った家庭ごみ有料化についてのアンケート結果です。

8 ページです。2 3 区の状況、特別区長会の検討資料から抜粋したものです。(2) まとめをご覧ください。有料化は、ごみ減量施策としては有効な経済的手法であり、多くの自治体でも実施されている。一方、家庭ごみの有料化は住民に直接的な負担を強いる施策であり、実施に当たっては住民の理解と協力が何よりも必要である。したがって、有料化は、まず各区においてごみ減量、経費削減のための施策を比較検討し、住民に対し、ご

み問題の現状に対する理解を求めることが重要である。その上で、必要に応じて特別区での検討、調整を行う余地があるものの、基本的には各区がそれぞれの課題で取り組み、効果的な有料化の施策実現を目指すことが必要という形でまとめてございます。

続きまして9ページ。こちらは直近のごみ排出原実態調査で、関連する部分について抽出しております。

そして10ページの下のところ6番目、多摩地域の状況でございます。こちらは26市中19市が有料化を実施している状況です。

それから12ページをご覧ください。こちらは全国の都道府県別の状況でございます。合計で60%の自治体が現在有料化を実施している状況というところでございます。説明は以上でございます。

(会 長) 家庭ごみの有料化についての説明でありました。どうぞご発言お願いいたします。

(委 員) 有料化問題については賛成していませんけれども、資料の出し方について、実証的な検証が何もないですね。多摩でも有料化せず減らしているところもあるし、リバウンドしてまた減っているけれども、その減り方が有料化により減っているのか、それとも別に要因があるのか。その辺の、何が一体必要になってくるのかということです。例えば意識改革と言いますが、有料化したら意識が改革されるかというと、実はそうじゃなく、やはりごみを出さない減量化の意義とか、あと分別回収の努力を通じて減量が達成されていくわけで、そこら辺を丁寧にやられたほうがいいのかなと思います。あと、負担の公平確保とありますけれども、製造者の負担はここでは何もとられていないですね。買い手だけの話に矮小化されている。色々な形で議論していく上で、区民の中での議論をしていく上で、公正な資料が大事だとこれを読んで改めて感じています。

(会 長) 基本のご指摘であります。これに関して何かございませんか。

(委 員) 有料化ですけれども、西東京の約8割で実施になっているんですね。そうしますと、ごみ減量が約3割されるそうです。ごみの有料化をする際には、少なくとも23区全体が同じレベルでやる大前提がないと、荒川区だけが単独先行でやることは不法投棄がどんどん周りの区にいつてしまいますから、その辺を十分考えてやっていただきたいと思います。

(会 長) ありがとうございます。その他、どうぞ。

(副会長) どういうところが導入するかというと、本気でごみを減らしたいという理由があるところですね。23区は最終処分場があと50年となっているので、その危機感が余裕のある地域と言われているが、多摩地域は最終処分場が逼迫して、市長会で本気で減らそうということが大きなきっかけだったと思います。最近もう一つあるのは、清掃工場が同じ市

の中に例えば3つか4つあり、最初に建てたのを建てかえなければいけないときに、何十億円もかかるけれども、本気で市民がごみを減らしてくれればもう廃止できる。どうするかという判断で、市民に提案して減らしてみようというところもあります。大きな都市で有料化は難しいと言われていましたが、京都、仙台、札幌とかも有料化し始めて、札幌市で1年前に有料化してデータが出たのですけれども、可燃ごみで34%ぐらい減り、資源は増えているけれども、ごみと資源の総量が20%ぐらい減っています。あと市民感覚からどうライフスタイルが変わるかという、まじめに減らそうとしている方と、とにかくぼいぼい捨ててしまう方と、色々な市民がいるので、全員が本気になるということ、あと買い物でごみを出さない簡易包装の製品とか、詰めかえ容器のものを買うようになると、拡大生産者責任のお話をされたのですが、容器の少ないものをつくればそれが売れることにより、メーカーもすごく変わってきます。あと、費用負担の公平感、そういう大きな影響が、市民の心ではあるという感じがしています。

(会 長) ありがとうございます。では、最後にどうぞ。

(委 員) ずっと気になっていたのが、特区制度改革のときに、清掃事業が最も基本的な自治体のサービスだと、これを区がやるかどうかを試金石だということで、議論していたわけですよ。基本的サービスを何で賄うかという原点が崩れると、議論が別に行くのではないかなということで、さき程言いそびれたので、その原点ももう1回考えながら、この問題の議論をぜひしていければと思います。

(会 長) ありがとうございます。お一人お一人ご意見がおありだと思いますが、事務局で用意した荒川区清掃審議会へのまとめのご意見についてという紙がございますので、これに箇条書きで結構ですから、書いてお届けをいただければありがたいと思います。

では最後に、事業系のごみの減量対策についてご説明をお願いいたします。

(事務局) 初めに事業系ごみの処理についてですが、事業活動に伴って生じた廃棄物は、みずからの責任において処理をしなければならないということになっています。また、事業者は国や東京都、区それぞれの施策に協力しなければならない。そうした中で、3Rの実行、ごみ減量も担っていただく形になっております。(3) 区収集を利用できる事業者ということで、例外として、従業員数が20人以下、または1日の平均ごみ排出量が50キロ未満の事業所は、区収集をしている状況です。この場合、有料ごみ処理券を張ることになっております。

続いて現在の事業系ごみの対策です。指導業務として、ふれあい指導を行っています。有料シールを張っていない事業系のごみに対しては、集積所付近を調査し、排出事業所を明らかにしてシールを張るように指導しています。(2) 排出指導。こちらは立ち入り指導を行っております。その中で、再利用に関する計画書の提出も義務づけております。平成

10年度からは要綱に基づいて対象の建築物を1,000平米以上とさらに広げて行っております。3ページ、再利用計画書を具体的に示した流れの図です。

そして3、ごみ排出原実態調査報告書関連箇所の抜粋でございます。1つ目がごみ減量、リサイクルを推進する上で、区の事業や収集に関する情報が必要であると答えた方が3割を示しています。3番目、ごみ処理券を張らずに区の収集を利用していると回答した方が3割以上、33.9%という状況です。

4ページ、こういった状況を踏まえ、今後の課題と対策の方向性です。1つ目、事業系ごみの排出状況の詳細調査の分析が必要であるということです。2番目が小規模事業者への排出の適正に向けた指導です。3番目、大規模中規模事業者への指導。こちらの対策として、減量等に対する意識づけをさらにより細かに指導できるよう、現在の状況を踏まえた仕組みづくりが必要でございます。説明は以上です。

(会 長) 事業系ごみの減量対策についての説明が終わりました。はいどうぞ。

(委 員) ごみ処理券を張らずに区収集を利用している回答が33.9%、本来張るべきものを張らずに出して、それを区で持って行っているということですね。家庭ごみは不燃と可燃ごみの場合、違う場合には置かれていくと。どうしてこのような形になるのですか。

(事務局) 事業系ごみについてもはっきりわかる場合は、置いていきます。また、70リットルの袋に45リットルの券しか張っていないのも置いていきます。非常に厄介なのは1階が店舗、2階が住居のところ。1階の事業系は有料シールを張ってください、2階の住居で出たごみ類は家庭用ですから当然無料の収集の範疇ですが、業種によってはなかなか判断がつかない部分があります。明らかな業種、例えば直近の例であったのは、従業員がお近くにお住まいで、パンの耳が大量に出てくる。これはおかしいという話になり、そのお宅に行ったら、あるパン屋さんにお勤めで、会社から言われて、耳を自分のところで捨てたということで、個人にもパン屋さんにも、これは明らかに事業系ごみですからシールを張って出してくださいと指導しました。はっきりわかる場合はいいのですが、店舗と住居で、職種によっては現場の収集員も、長年ふれあいをやっている職員も、はっきり言い切れない部分があり、非常に苦しいところがあります。

(委 員) 家庭ごみの有料化を議論するときに、ごみ減量と同時に行政経費もかさむ1つの実態もあると思います。そう考えると事業系ごみは有料で当たり前で、大変でしょうけれどもおやりになることによって、家庭ごみの問題にもある意味では関連をしてくると思います。

(事務局) アンケートにこの設問を設けましたが、本当についてくるのかという不安もありました。実態として、張らずに出しているという方がいることが、私どもも驚きました。そういう点ではやはり、事業系ごみはきちんと張って出していただく基本と、現状をどうとらえて

いくつかを合わせながらやらなくてはならない、大変難しいことだと思いました。

(会 長) ありがとうございます。その他ございましょうか。はいどうぞ。

(副会長) 事業者か家庭かわからない、職住接近のところが多いという話で、思いっきり10キロ未満とか、数字を下げてしまう。そういうやり方で、事業者にはちゃんと処理券を張って出す、自分は事業者だと思っていただくとか、そういうやり方もあるかなと思います。

もう一つ、例えば飲食店がたくさんあるところは1軒1軒だと生ごみリサイクルの法律の義務化にも入っていないと思うので、商店街で生ごみリサイクルの仕組みを行政も応援して提案してつくるとか、オフィス街は1軒1軒だと大したことないけれども、紙をたくさん出すところは、仕組みを提案するとか、そういう民間のやり方、仕組みづくりを応援するところを徹底するとか、そういうこともあっていいと感じました。

(会 長) ありがとうございます。どうぞ。

(委 員) 地域によって大量に事業系で紙が出るところ、今言われたような、例えば紙なら紙を何かうまく全体を処理するだとか、特性がありますよね、産業、地域の工場の集積によって何かそういう新しい視点で出されたらいいかなと思いました。

(会 長) ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

なければ今日、お出しいただいたご意見、ご提言を事務局で整理し、その結果を次回の審議会にお示しして、さらにご意見をちょうだいしたいと考えております。

若干時間がありますので、今日の議論を振り返り、資料1から資料5までを通じて、何か言っておきたい、これはどうなっているのだというご意見、ご質問があればどうぞ。

(委 員) 先ほどの家庭ごみ有料化の問題で、お金がかかる形になりますので、他からの投げ捨てが多くなってくる。最近でも通勤の途中でポンとやる、これが多いです。あるところは本当に山になります。ですから、有料にしますとこれは難しい問題が起きる。それこそ先ほどお話が出たように、他にも波及されるのでは、という問題があると思います。ですから有料化も結構ですが、その辺が難しいところで、ご検討願いたいと思います。

(会 長) ありがとうございます。その他ございましょうか。

(委 員) 普及啓発で、リユース食器の貸し出しに取り組んでいる区があります。台東区までわざわざ借りに行った区民もいるので、荒川区でも取り組めないかなと思います。

レジ袋の有料化が、スーパーで最近多いですよ。その実態はどの程度なのかを、もし荒川区全体で調査ができればいいと思います。そうするとまだやっていないところも、他

がやっているのならいいかなと、進むと思いますので調査をしていただきたいと思います。

兼ねてから、生ごみを何とかできないかと言っていますので、生ごみ堆肥のキャンペーンをやっている区もあるので、生ごみ対策の普及啓発をやれないかなと思いました。

あと外国人の問題で、アラビア語とかを訳すのがやっぱりできない、そういうことがあったので、まずそれを徹底して、資料を用意することは必要ではないかなと思います。

(会 長) ありがとうございます。その他ございましょうか。

なければ今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

(3) 今後の予定

(事務局) 今後の予定と事務連絡をさせていただきます。次回の審議会では、委員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言をまとめ、さらにご検討いただきたいと考えております。

事務連絡として、資料に前回の審議会の会議録を用意しております。議事録について、この内容でホームページに載せさせていただきたく存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。会長からもお話ございましたが、資料に意見表がございますので、今回の審議会でお示ししていただけなかったご意見がございましたら、ファックスまたはメールにて、事務局まで送付いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(会 長) それでは、きょうの審議会はこれで終了いたします。暮れのお忙しいところに、まことにありがとうございます。

閉 会